

## II 感染者対応編

### 1 感染者が出た場合（通常期）

#### (1) 児童の場合

ア 校長は、当該児童について、治癒するまでの間、出席停止とする。

イ 校長は、学校教育課に報告する。

ウ 保健所の指導・指示のもと、上越市教育委員会は、学校保健安全法第20条に基づき、状況に応じて、臨時休業または学年・学級閉鎖を行う。その際、上越市保健部局と相談の上、当該児童の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の実施の有無、規模及び期間について、別途判断する場合がある。

エ 保健所は、当該児童の通う学校に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。

オ 学校は保健所の指示に従い、校内に保管してある消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該児童の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。

カ 学校は、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して説明文書を配布する。

※ カの対応については、教育委員会と協議する。

＜緊急事態宣言対象地域等に指定された場合の参考となる対応＞令和3年8月27日 文部科学省「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」  
通常、保健所が行動履歴やヒアリング、濃厚接触者等の特定を行うが、標題の地域に指定された場合、保健所が示す一定の基準に基づき、濃厚接触者やその周辺の検査対象者となる者の特定のため、校内の濃厚接触者等の候補者リスト作成に協力する場合がある。

#### ① 濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居又は、長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接触れた可能性の高い者（1m以内で互いにマスクなしで会話があった場合は、時間の長さを問わず濃厚接触者に該当する場合あり）
- ・手で触れることのできる距離（目安1m）で必要な感染予防策なし（※）で感染者と15分以上接触があった者

※いわゆる鼻出しマスク、あごマスク等、着用が不適切だったかどうか確認

#### ② 濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的距離が近い、又は離れていても接触頻度が高い者（感染者と同一学級）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者（感染者と同一部活）
- ・感染者と食事や洗面浴室等を共有する生活を送っている者（感染者と同一寮で生活）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者 等

※学校においては、①②の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が1人でも状況により、原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象の候補とする場合あり。

### ③ 出席停止の措置又は臨時休業の判断

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、当該感染者等を出席停止にするとともに、学校医等と相談し、以下の臨時休業を検討する。(臨時的措置であり感染の全体像が判明した時点で変更あり)

【学級閉鎖】以下のいずれかに該当し学級内に感染が広がっている可能性が高い場合

(ア)同一の学級において複数の児童の感染が判明

(イ)感染が確認された者が1名であっても周囲に未診断の風邪症状等を有する者が複数いる

(ウ)1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する

(エ)その他設置者が必要と判断した場合 ただし学校に2週間以上来てない者の発症は除く

★学級閉鎖の期間は、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童への影響を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

【学校全体の臨時休業】複数の学年の閉鎖など、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

## (2) 教職員の場合

校長は当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。なお、以降の対応については、「1 (1)児童の場合」のウからカまでと同様の取扱いとする。

※教職員の感染に関する報告は、学校教育課に報告する。

## (3) その他

学校保健安全法第20条により臨時休業となった場合に備え、児童が家庭で学習が進められるよう、事前に問題集やプリント類等の教材の準備を行っていくこと。また、臨時休業中の生徒への学習支援として、ICTを活用する。